

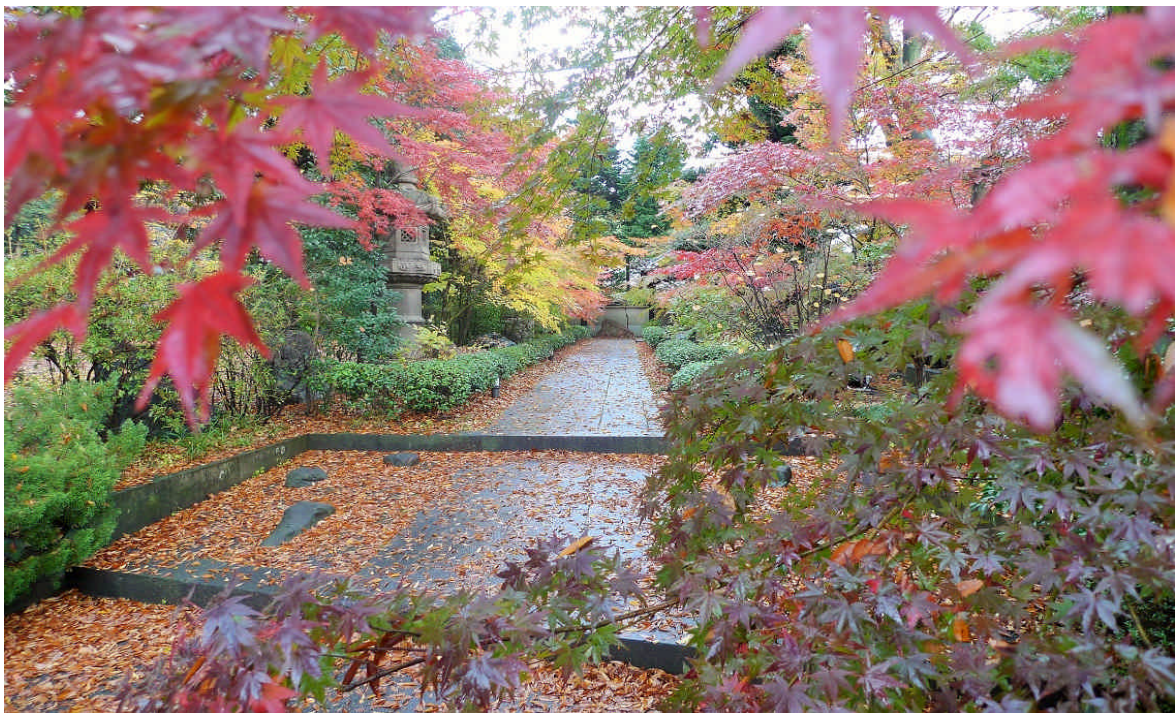
会員ニュース

2016. 11 (新-68号)
日本電気管理技術者協会
事務局編集

今年も枯葉舞う季節となりましたが寒さはまだまだこれから、「ノロウイルス大流行か？」なども伝えられています。

お忙しい時期ではございますが、皆様におかれましては一層の体調管理にて健やかに過ごしてくださいようお願い申し上げます。

さて木枯らしの中、メリケンも半島も大荒模様でございます。翻って、本邦だけが安穏と4年後のことばかり話題にしていいのかと想う事務局より「会員ニュース(68号)」をお届けします。



(2016年11月、練馬区 紅葉真っ盛り)

瀬の風に 吹かれて吾は ぬれ落ち葉

あのディランがノーベル賞受賞とは、ある隔絶の感あり！

1. 11月4日、電力安全課のHPに「高濃度PCB含有電気工作物処理促進に関する電気事業法省令・内規改正説明会の開催について」が掲載されました。

開催日時： 11月21日(月) 10:30~11:30
11月21日(月) 13:30~14:30

対象： 当監督部管内の自家用電気工作物設置者及び関係者

定員： 1回あたり70名程度

とのことでした。

お忙しくて参加が難しい会員の皆様に代り事務局で参加いたしました。

資料が必要な方は電安課のHPより入手されるか、事務局へご遠慮なくご請求ください。

2. 11月7日、同HPに「電気事故速報値を更新しました」が掲載されました。

恒例の「電気事故速報値(10月31日時点)」の更新です。幸いなことに管内での感電死亡事故は8月以降発生していないようです。

年末年始の繁忙期、皆様におかれましては「ご安全に！」業務の遂行をお願い申し上げます。

詳細は、別紙資料「電気事故速報値(10月31日時点)」をご参照ください。

3. 11月30日、同HPに「電気事業法施工規則～ほか一部改正について」が掲載されました。

「電気保安規制のスマート化」の取り組みとして、リスクに応じた規制の再整備を進めていてその一環として、①太陽光発電設備に対する使用前自己確認制度の導入ほか、②小規模新発電設備、③複数の発電方式を組み合わせた発電設備、④水素専焼発電設備、⑤多目的ダムに係る工事計画届出、⑥同使用前自主検査、等について規制の再整備を行う必要があり、電気事業法施行規則～ほかの一部改正を行いました。(事務局編集)

とのことです

詳細は、資料「電気事業法施工規則～ほか一部改正について」をご参照ください。

4. 「主任技術者制度～(内規)」改正によるPCB含有の電気工作物への対応の委託契約書の更新について。(続報)

先月号でお知らせいたしました「入力書式(改訂版)」は、順次「メール添付資料」にてお届けいたしております、未着の方は今しばらくお待ちください。

お急ぎの届出につきましては事務局にて「委託契約書」(PCB対応版)を作成いたしますので、お気軽にご相談いただきますようお願い申し上げます。

なお、今回の改正内容で主任技術者に関わりがあるのは、「高濃度PCB含有機器について主任技術者自らが確認する」という職務が追加されたことです。

それが先月の会員ニュースでお知らせしました第3条の5の項目に当たります。

ちなみに、年次点検時に確認とは通電中は見えない所にある銘板の確認や型番の確認で、

- ・設備台帳に記載があればこの確認はしなくて良い
- ・月次点検で有無が分かれば年次点検での確認はしなくて良い
- ・いつの月次(年次)で確認済みと記載する
- ・一度確認してPCBの有無が分かれば確認済みとすることが出来る

とのことでした。

事務局の年末年始休は 2016年12月29日(木)～2017年1月4日(水)となります。

※2017年1月18日(水) 15:00～ 事務所にて今年も恒例「ささやかなお年始」やります。

お急ぎの申請書類は、お早めにご手配ください。

なお、緊急連絡先としては、下記の協会携帯及びメールアドレスをご利用ください。

緊急連絡先

事務局携帯 080-3393-2438

E-mail:honbu@nichidenkyou.or.jp

関東東北産業保安監督部管内自家用電気工作物電気事故速報値

平成28年10月31日時点

平成27年度

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人身	感電死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	感電・アーク等負傷	0 (0)	3 (3)	1 (1)	3 (3)	3 (3)	0 (0)	2 (2)	4 (4)	0 (0)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	19 (19)
電気火災		0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	2
停電波及		6	10	8	18	16	12	6	9	7	11	5	9	117
主要電気工作物破損等		2	2	0	2	0	2	1	2	3	4	1	2	21
件数		8	15	9	23	19	15	9	16	10	17	7	11	159

平成28年度

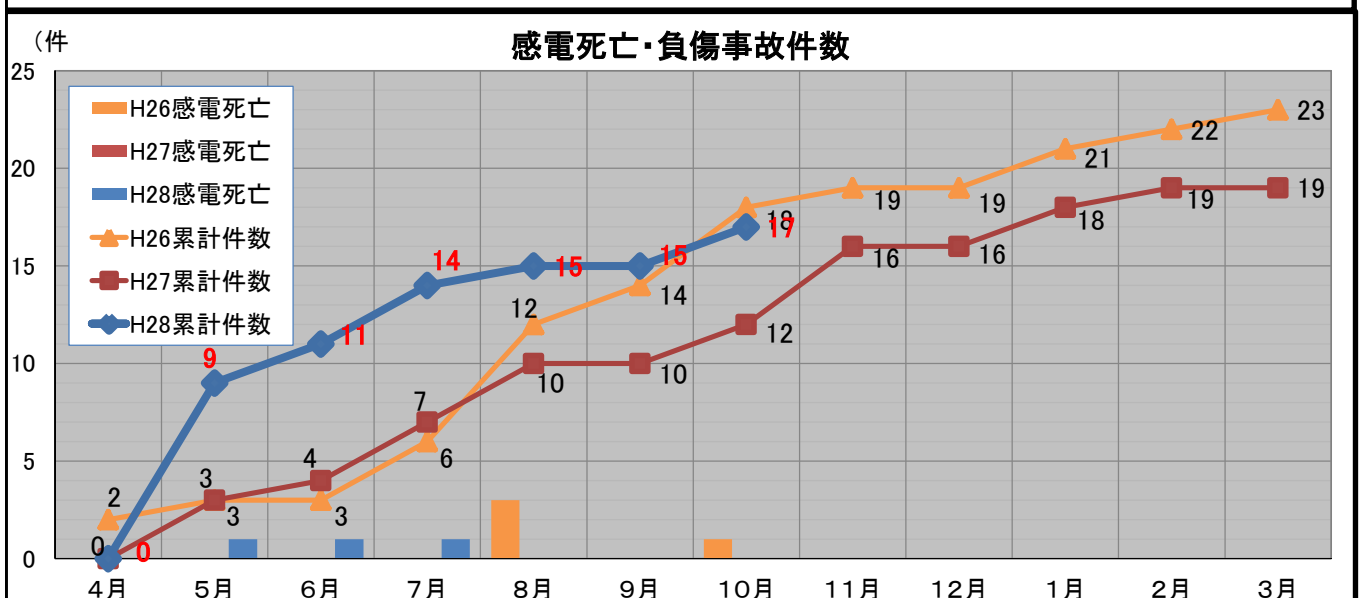
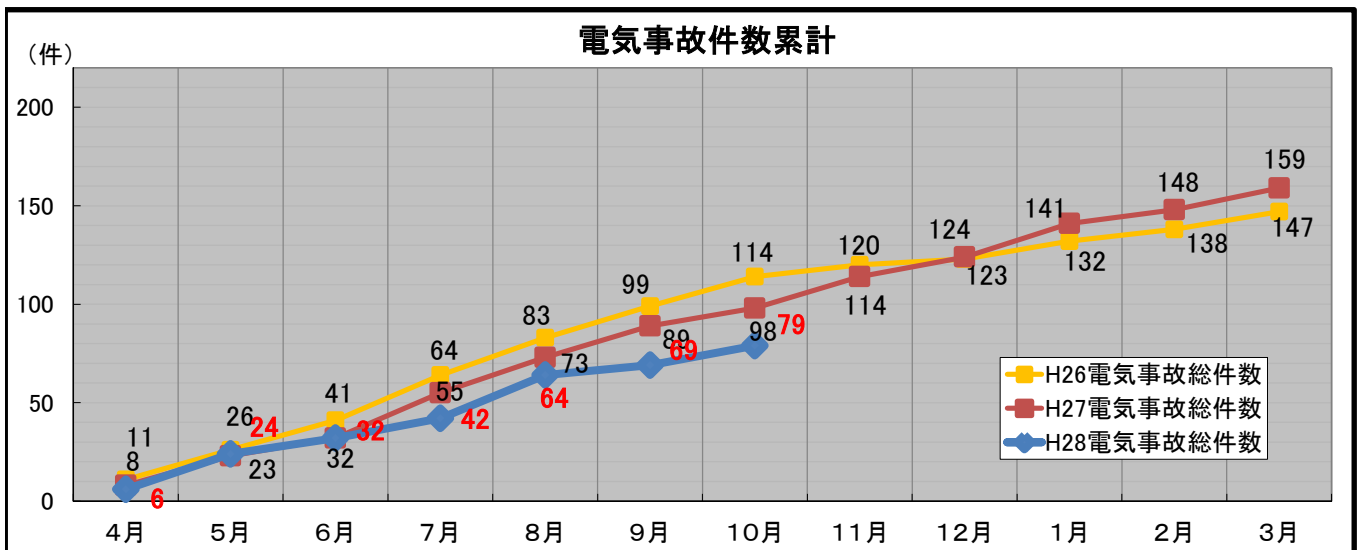
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人身	感電死亡	0 (0)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						3 (3)
	感電・アーク等負傷	0 (0)	8 (8)	1 (1)	2 (2)	1 (3)	0 (0)	2 (2)						14 (16)
電気火災		0	0	0	0	0	0	0						0
停電波及		4	8	6	7	20	1	6						52
主要電気工作物破損等		2	1	0	0	1	4	1						9
発電支障		0	0	0	0	0	0	1						1
件数		6	18	8	10	22	5	10						79

※1 1つの事故で複数の項目に該当する場合は、各項目にカウントしていますが、総合計では反映していません。

※2 発電所における事故件数も含まれます。

※3 人身の()は被害者数を表しています。

※4 本値は事故速報時点であるため、確定値ではありません。自然現象等による事象も含まれます。



「電気事業法施行規則」、「使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈」
及び「発電用火力設備の技術基準の解釈」の一部改正について

平成28年11月30日
経済産業省
商務流通保安グループ
電力安全課

1. 改正の概要

- 昨今の技術革新・ビジネススピードの加速、新規事業者の参入拡大、激甚化する自然災害等の脅威や設備の高経年化、人材減少等の外生的・構造的課題の顕在化といった3つの直面する環境変化・課題について、民間の自主性を尊重したメリハリのある規制の見直しと、より高い保安水準を実現する取り組みを可能にするため、経済産業省では、「電気保安規制のスマート化」を推進している。
- 「電気保安規制のスマート化」の中の一つの取組として、リスクに応じた規制の再整備を進め、電気工作物の種類ごとにリスクを評価し、これを踏まえた合理的な規制水準のあり方を検討している。
- 上記の検討を踏まえ、一定規模の電気工作物については、設置者自らが設備の使用前に検査を行い、その結果を国に届け出る電気事業法（昭和39年法律第170号）第51条の2第1項に基づく「使用前自己確認制度」を導入するなど、リスクに応じた規制の再整備を行うため、以下の省令・内規の一部改正を行った。
 - ①電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）
 - ②使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈（20160531商局第1号。以下「検査解釈」という。）
 - ③発電用火力設備の技術基準の解釈（20130507商局第2号。以下「火技解釈」という。）
- 上記の内容に加え、法文の適正化等の観点から技術的修正を行った。

2. 改正の内容

(1) 太陽電池発電設備に対する使用前自己確認制度の導入

【規則第78条・別表第6・別表第7、検査解釈Ⅱ－1. 3. 関係】

- 太陽電池発電設備については、現在、出力2,000kW以上の設備において、工事計画の届出や、施工後の設置者による検査の実施などが義務づけられている。
- 近年、太陽電池発電設備の設置数が増加しており、設置者の発電設備に対する知識、保安力も多様化している。また、最近、中小規模の太陽電池発電設備について、突風や台風等によるパネルの飛散が発生し、近隣の家屋等の第三者への被害が発生している。
- このような状況を踏まえ、出力500kW以上2,000kW未満の太陽電池発電設備について、使用前自己確認制度を導入することとする。なお、当該規模の太陽電池発

電設備については、使用前自己確認の結果を届け出る際の添付書類のうち、構造図等の一部を省略することとした。

- また、使用前自己確認の際の具体的な確認方法を定めるため、検査解釈についても所要の改正を行った。

(2) 小規模な新発電方式の発電設備に対する使用前自己確認制度の導入

【規則別表第2・別表第6・別表第7、検査解釈Ⅱ-1. 4. 関係】

- 潮力発電等の新発電方式は、既存の発電方式と異なり、技術的知見の蓄積が乏しいため、発電規模に関わらず工事計画の認可対象としており、新技術を迅速に実用化していく上での課題となっていた。
- これを踏まえ、公共の安全確保上のリスクが十分に小さい20kW未満の新発電方式の発電設備については、工事計画の認可を不要とし、使用前自己確認制度の対象とした。
- なお、使用前自己確認の際の具体的な確認方法を定めるため、検査解釈についても所要の改正を行った。

(3) 複数の発電方式を組み合わせた発電設備の工事計画届出に関する運用の明確化

【規則別表第2 関係】

- 近年、燃料電池の残燃料を利用して小さなガスタービン回すなど、複数の既存の発電方式を組み合わせた高効率な発電設備の開発・実証が進んでいる。
- 現在、このような設備の工事計画については、原則、認可対象としているが、それぞれの発電方式は既存のものであり、技術的知見の蓄積が一定以上あると考えられることから、認可対象から除外することとした。
- 具体的には、複数の既存の発電方式を組み合わせた発電設備については、認可対象から除外して届出対象にした。さらに、①個々の発電方式の発電出力が、それぞれの方式の工事計画の届出要件に合致しない場合であって、かつ、②発電設備の合計出力が300kW未満である場合は、工事計画の届出も不要とした。

(4) 水素専焼発電設備に係る技術基準等の整備等

【規則別表第2・別表第3、火技解釈関係】

- 水素を燃焼して発電する発電方式については、これまで、水素と天然ガスなどを混合して燃焼する方式に関する実績はあるものの、水素のみを燃焼する方式(水素専焼発電)については実績が無かったことから、技術基準等は整備していなかった。
- 今般、水素専焼発電の実証に取り組む事例が出てきたことを踏まえ、水素専焼発電に係る工事計画に記載すべき事項等を整備するとともに、火技解釈において具体的な技術基準を整備した。なお、火技解釈については、液化ガス設備等の安全基準を国際標準と整合化するとともに、JIS規格の引用年数の更新等の形式的な修正も行った。

3. その他 (多目的ダム関係)

(1) 多目的ダムに係る工事計画届出の添付書類の簡素化について

【規則第67条関係】

- 多目的ダムは、治水のほか、灌漑、上水道用水、工業用水道用水、発電用水などいくつかの用途を兼ねたダムであり、それぞれの用途に応じて、国、都道府県、用水関係者、発電事業者等が「管理者」として共同で管理を行っている。このような多目的ダムについては、共同管理者のうち主たる者が、河川法（昭和39年法律第167号）における各種手続を主に行うこととなっており、その他の者については、河川法における各種手続の際の添付書類の省略を可能としている。
- これに対し、電気事業法においては、工事計画届出に係る書類の簡素化は行っていない。そのため、発電事業者は、多目的ダムの主たる管理者から各種書類を入手し、様式を整えて、工事計画を届け出ているのが現状である。しかし、ダムに対して求められる技術的要件は、河川法と電気事業法で同等であることから、発電事業者が多目的ダムの主たる管理者でない場合は、電気事業法の工事計画について、主たる管理者が河川法に基づいて作成した申請書の写しをもって、添付書類を省略できることとした。
- なお、「洪水吐きゲート操作用予備動力設備」等については、河川法において許可申請が求められていないことから、電気事業法においては工事計画届出における添付書類の提出を従前のおり求めることとした。

(2) 多目的ダムに係る使用前自主検査の省略について

【規則第73条の2の2関係】

- 河川法では、ダムに関連する工作物の工事を行った場合、河川法の技術的要件に適合していることを確認するため、工事後の「完成検査」を求めている。また、多目的ダムについては、主たる管理者が主体となって完成検査を受検している。
- これに対し、電気事業法においては、発電事業者に対して「使用前自主検査」を求めており、発電事業者が多目的ダムの主たる管理者でない場合は、主たる管理者から河川法における「完成検査」の結果を入手し、様式を整えて、電気事業法の「使用前自主検査」に対応している。
- しかし、ダムに対して求められる技術的要件は、河川法と電気事業法で同等であることから、河川法における「完成検査」が適切になされていることをもって、発電事業者における「使用前自主検査」は省略できることとした。
- なお、「洪水吐きゲート操作用予備動力設備」等については、河川法における「完成検査」が求められていないことから、電気事業法においては従前のおり「使用前自主検査」の対象とした。

4. 技術的修正等

(1) 小売電気事業者の事業休止（廃止）時における書類の提出について

【規則第3条の10、第45の11関係】

- 小売電気事業者（登録送配電事業者）が事業を休止（廃止）しようとする際、小売供給の相手方に対して事前に事業を休止（廃止）する旨を周知することが義務付けられている。
- 需要家への周知が適切に実施されたことを確認したうえで届出を受理する必要がある中、需要家への周知が適切になされたかを確認する作業を円滑に行うためには、事業廃止の理由についても確認することが必要。
- このため、事業の休止（廃止）の際に提出させる書類として、事業の休止（廃止）の理由を提出すべきことを明記することとした。

(2) 技術的修正について

【規則第3条の13、第6条、第45条の8、第45条の16、様式関係】

- 法文の適正化の観点から所要の修正を行うこととした。